

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則  
第二十九条の六の規定により主務大臣が定める消毒又は廃棄の命令  
の基準(告示案)」に関するパブリックコメント実施結果について

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二十九条の六の規定により主務大臣が定める消毒又は廃棄の命令の基準(告示案)」に関するパブリックコメントを、令和5年3月6日(月)～同年4月4日(火)まで実施した。

その結果、意見提出のあった提出者数は0人であり、意見数は0件であった。